（専攻科の教員の資格）

第十一条　専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一　高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となるもの

二　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四十一条第一号から第五号までに該当する者

三　その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四章　施設

（校舎等）

第十二条　専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2　専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

（専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積）

第十三条　専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一　一の学科を置く場合　別表第三イの表により算定した面積

二　二以上の学科を置く場合　次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ　これらの学科のうち別表第三イの表第三欄の収容定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の学科について同表により算定した面積

ロ　これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第三ロの表により算定した面積を合計した面積

（専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積）

第十四条　専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一　一の学科を置く場合　別表第四イの表により算定した面積

二　二以上の学科を置く場合　次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ　これらの学科のうち別表第四イの表第三欄の収容定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の学科について同表により算定した面積

ロ　これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一　専攻科の全日制の課程又は定時制の課程に係る教員数（第九条関係）

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、看護に関する学科及び福祉に関する学科（別表第二から別表第四までにおいて「農業に関する学科等」という。）	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	3＋収容定員－80／40
	二百一人から六百人まで	6＋収容定員－200／50
	六百一人以上	14＋収容定員－600／60
普通科、商業に関する学科、家庭に関する学科、情報に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、音楽に関する学科、美術に関する学科、外国語に関する学科、国際関係に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科並びに総合学科（別表第二から別表第四までにおいて「普通科等」という。）	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	3＋収容定員－80／40
	二百一人から四百人まで	6＋収容定員－200／50
	四百一人以上	10＋収容定員－400／60

備考

一　この表の算式中収容定員とあるのは、学科ごとの収容定員をいう（別表第二から別表第四までにおいて同じ。）。

二　全日制の課程と定時制の課程とを併せ置く場合においては、教育上支障がないよう、相当数の教員を増員するものとする。

別表第二　専攻科の通信制の課程に係る教員数（第十条関係）

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
農業に関する学科等	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	3＋収容定員－80／60
	二百一人から八百人まで	5＋収容定員－200／75
	八百一人から千七百人まで	13＋収容定員－800／90
	千七百一人以上	23＋収容定員－1700／105
普通科等	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	3＋収容定員－80／60
	二百一人から六百五十人まで	5＋収容定員－200／75
	六百五十一人から千三百七十人まで	11＋収容定員－650／90
	千三百七十一人以上	23＋収容定員－1370／105